

令和元年度

第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資料>

<委員名簿>

- 令和元年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

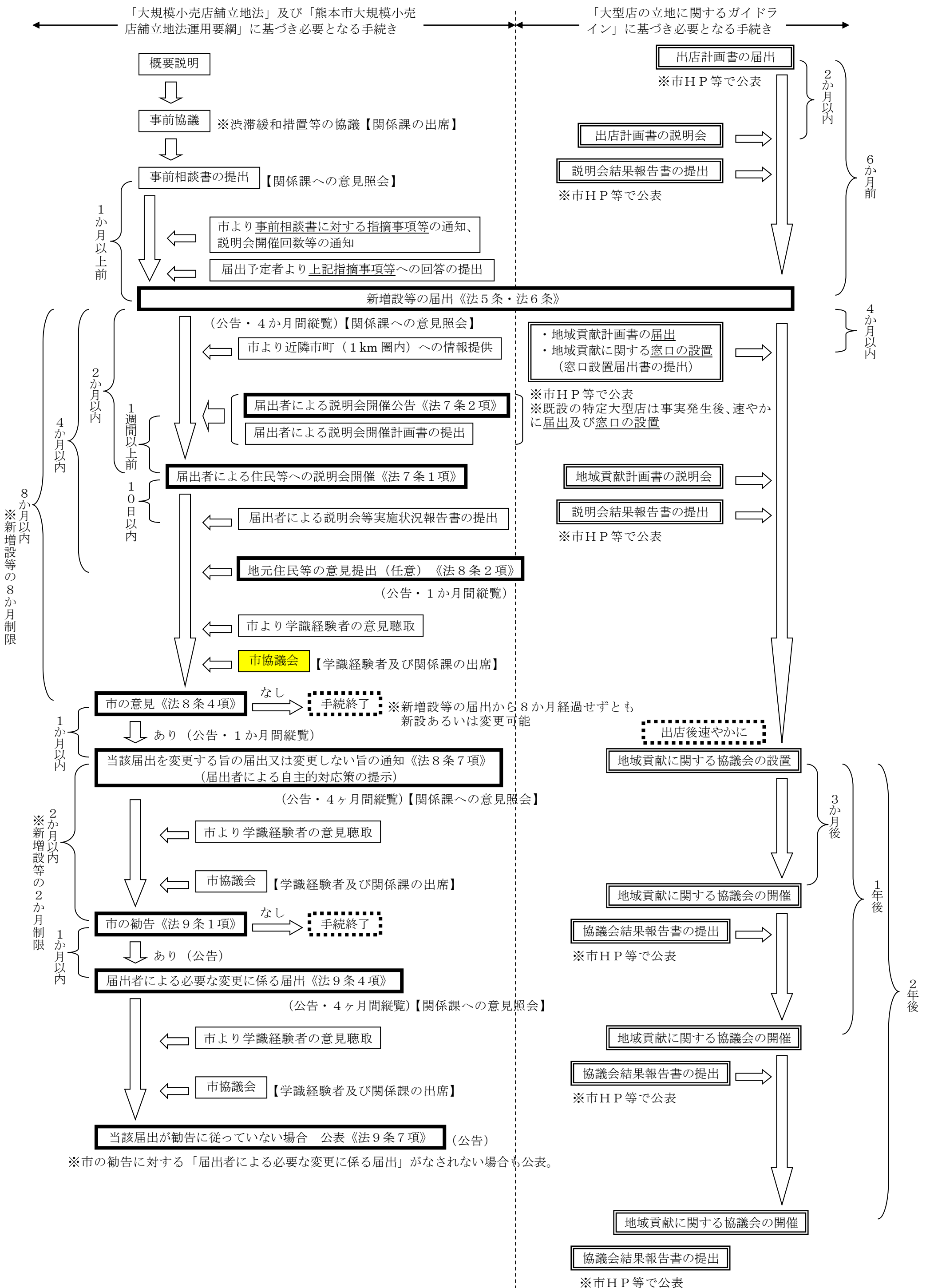
「(仮称)熊本桜町再開発商業施設」に対する意見について

◎ (資料 1-1) 市の意見案と考え方	．．．	1～7
○ (資料 1-2) 周辺見取図	．．．	8
○ (資料 1-3) ～ (資料 1-11) 平面図	．．．	9～17
○ (資料 1-12) ～ (資料 1-14) 動線計画図	．．．	18～20
○ (資料 1-15) ～ (資料 1-17) 騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	21～23
○ (資料 1-18) ～ (資料 1-21) 立面図・パース図	．．．	24～27

令和元年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

	団体名等	所属・役職	氏名	出席者	代理人等	
1	熊本市	経済観光局 産業部長	山田 信一郎	本人		
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人		
3	熊本学園大学	経済学部 元教授	荒井 勝彦	本人		
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人		当日欠席
5	熊本県	警察本部交通規制課長	原田 聖哉	代理	中村 孝男 中田 護	
6	熊本市	危機管理防災総室長	吉永 浩伸	代理	川上 秀人	当日欠席
7		生活安全課長	寺崎 真治	本人		当日欠席
8		青少年教育課長	水町 美延	代理	若松 和憲	
9		環境政策課長	榊田 一郎	代理	八浪 哲也	
10		環境共生課長	松本 光裕	代理	久原 陽子 永田 祐	
11		水保全課長	永田 努	代理	岩坂 瑠理子 佐藤 孝行	
12		ごみ減量推進課長	千原 直樹	代理	谷山 祐喜	代理出席 亀丸卓志
13		商業金融課長（所管課）	潮永 誠	本人		当日欠席
14		交通政策課長	土屋 裕樹	代理	村山 涼輔	当日欠席
15		都市政策課長	角田 俊一	本人		代理出席 福原貴徳
16		建築指導課長	小山 博徳	代理	城本 大祐	
17		開発指導課長	上村 亮	欠席	代理出席なし	
18	都市整備景観課長	中村 孝	代理	村上 亜紀		
19	土木管理課長	弓削 秀和	代理	吉川 浩二		

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：(仮称)熊本桜町再開発商業施設
2. 所在地：熊本市中央区桜町3番13、14
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：九州産交ランドマーク株式会社(熊本市中央区花畑町4番3号)
 - (2) 新設年月日：令和元年9月上旬
 - (3) 店舗面積：15,800㎡
 - (4) 駐車場台数：351台
 - (5) 駐輪場台数：447台
 - (6) 荷さばき施設面積：334㎡
 - (7) 廃棄物保管施設容量：34,24㎡
 - (8) 営業時間：24時間
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：24時間
 - (10) 荷さばき可能時間帯：24時間

4. 手続き状況

届出日	縦覧期間	市意見通知期限
平成30年10月30日	平成30年11月21日～平成31年3月21日	令和元年6月30日

5. 意見等：

- …あり
×…なし

住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井元教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	意見等総数 15件 留意事項 3件
×	×	○	○	
県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	環境政策課
×	×	×	×	○
環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課	交通政策課
○	○	×	○	×
都市政策課	建築指導課	開発指導課	都市整備景観課	土木管理課
×	×	×	○	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	土木管理課自転車対策室
	指摘内容	熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例による必要台数について、店舗面積が設置届時の内容と異なっているため、変更届の提出が必要となる。 周辺の大気環境の悪化が懸念されるため、当該事項については万全の対策を講じてください。
	設置者回答	変更届を提出致します。
	取扱	記載しない

2	担当課	環境政策課
	指摘内容	バスセンター、タクシー乗り場併設に伴い、バス等の車両通行による周辺の大気環境の悪化が懸念されるため、当該事項については万全の対策を講じてください。 (理由) 車両の排気ガス等による大気汚染が懸念されるため。
	設置者回答	敷地内駐車場につきましては利用者へアイドリングストップを呼び掛ける等、配慮を検討致します。 バス等による大気への影響対策については、バス事業者へ指摘内容を伝えます。
	取扱	記載しない

3	担当課	学識経験者
	指摘内容	車の出入りが多く、道路が渋滞すると予想されることから、出入口には誘導員を常駐させてください。
	設置者回答	オープン時に誘導員を配置致します。 その後の状況を見て、誘導員の配置を検討致します。
	取扱	記載しない

4	担当課	学識経験者
	指摘内容	施設周辺の道路事情を考えると、車の流れ・出入りが円滑に行われるように、走行の方向を表す案内標識（数カ所）を設置してください。
	設置者回答	案内表示は出入口に設置いたします。 繁忙時においては、車の流れを円滑に行うために誘導員を出口のみならず、数カ所に配置して案内対応を致します。
	取扱	記載しない

5	担当課	学識経験者
	指摘内容	中心市街地の商店街へは公共交通機関や自転車による来店が歓迎されるべきと思います。 そのためには駐輪場などは優遇されるべきと思うのですが、当該駐輪場の位置が物販部分まで少し遠いのではと思います。
	設置者回答	景観への配慮及び駐輪台数の確保のため、現在の位置と致しました。 駐輪場から商業施設への案内は、サイン表示で対応致します。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

6	担当課	環境政策課
	指摘内容	夜間のD地点における搬出入車両走行音の最大騒音レベル値が基準値を超えています。騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。また、苦情があった場合は、誠意ある対応をお願いいたします。 (理由) 夜間のD地点における搬出入車両走行音の最大騒音レベル値が基準値を超えているため。
	設置者回答	苦情が発生した場合には誠意をもって対応致します
	取扱	留意事項として付記 → (1)

7	担当課	環境政策課
	指摘内容	騒音規制法に定める特定施設である送風機(原動力の定格出力が7.5kw以上のもの)の設置が予定されていますので、設置工事の開始日の30日前までに、同法第6条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 (理由)定格出力が7.5kW以上の送風機の設置が予定されているため。
	設置者回答	設置工事の30日前に騒音特定施設の設置届を提出致します
	取扱	記載しない

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

8	担当課	都市整備景観課
	指摘内容	平成28年10月20日に提出された景観法に基づく大規模行為の届出の内容から変更した箇所及び熊本市景観審議会での審議結果を踏まえて変更した箇所等について、その内容を当課に報告・協議を行って下さい。また、併せて景観法に基づく大規模行為の変更届出を提出してください。 (理由)景観法及び熊本市景観条例
	設置者回答	景観法に基づく大規模行為の届出の内容から変更した箇所等について、内容の報告及び協議を行い、変更届出を提出致します。
	取扱	記載しない

9	担当課	都市整備景観課
	指摘内容	屋外広告物を設置する場合は、事前の相談を行って下さい。 (理由)屋外広告物法及び熊本市屋外広告物条例
	設置者回答	屋外広告物の設置に当たっては事前に相談を行います
	取扱	記載しない

10	担当課	環境共生課
	指摘内容	再協議の際は緑化目標値(6053.4㎡=30,267㎡×0.2)を満たすよう緑化計画をお願いいたします。 (理由)緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	緑化目標値を満たすよう緑化計画を行います
取扱	留意事項として付記 → (2)	

11	担当課	環境共生課
	指摘内容	各階の平面図(資料3-1~9)に緑化の方法と面積の記載をお願いいたします。(各階の合計緑化面積や芝生や低木,中高木植栽等) (理由)緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	緑化方法及び面積を記載した図面を用意して再協議を行います
取扱	留意事項として付記 → (2)	

12	担当課	水保全課
	指摘内容	河川・地下水等水質保全対策、節水対策を推進してください。 (理由) 水環境及び地下水質・水量保全のため。
	設置者回答	河川・地下水等水質保全対策及び節水対策を推進致します
取扱	記載しない	

Ⅲ. その他指摘事項

13	担当課	商業金融課
	指摘内容	立面図について、カラー図面の提出をお願いします。 (理由) 建物の色彩やデザインの調和について、景観への配慮を確認するため。
	設置者回答	パース図を提出いたします
取扱	記載しない	

14	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」に取り組むとともに、地域の要望等を踏まえた地域貢献に積極的に取り組むこと。 (理由) 本市のガイドラインに規定する「特定大型店」に該当するため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」で定められている地域貢献の実施について、誠意を持って対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 ----- → (3)

15	担当課	環境政策課
	指摘内容	飲食施設等で発生する臭いで周辺環境が損なわれることがないように、排気口の位置などについて周辺環境へ配慮してください。また、併設施設の営業に伴い、周辺住民等から騒音等苦情が発生した場合には、誠実な対応をお願いします。 (理由) 飲食店等から発生する臭いや、併設施設の営業に伴い発生する騒音等で周辺環境が損なわれる可能性があるため。
	設置者回答	周辺環境へ配慮し、騒音や臭いの発生を抑制し、苦情等が発生した場合は誠意を持って対応に当たります
	取扱	記載しない -----

7. 市の意見案

(仮称) 熊本桜町再開発商業施設

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (2) 樹木の植栽を含む緑化については、緑化計画に基づき実施し、開店後においても、適切な維持管理に努めていくこと。
- (3) 「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」に取り組むとともに、地域の要望等を踏まえた地域貢献に積極的に取り組むこと。